

四万十・足摺無限大チャレンジライド運営事業 企画提案募集要領

この大会は、幡多・高幡地域の景観や地元の食等の魅力を年代に関係なくサイクリングで体感してもらうことを目的として実施する。サイクリングコースは、日本最後の清流といわれる四万十川の流域を走る「四万十コース」及び足摺国立公園周辺を走る「足摺コース」の2コース並びにショートコースを設けて2日間の日程で開催する。

この要領は「四万十・足摺無限大チャレンジライド運営事業」を業務委託するに当たり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託候補者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 事業実施主体

四万十・足摺無限大チャレンジライド実行委員会（以下、「実行委員会」という）

2 委託業務の内容等

(1) 委託業務名

四万十・足摺無限大チャレンジライド運営事業

(2) 委託業務の内容

四万十・足摺無限大チャレンジライドの運営実施

※別紙「委託業務仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から平成27年3月31日（火）まで

(4) 委託上限額

6,500,000円（消費税及び地方消費税、当事業に係る全ての経費を含む。）

※事業完了後の収支について、赤字分についての委託料の増額は認めない。ただし黒字分については、受託者の取り分とする。なお、黒字が見込まれる場合に、事業の拡充を図ろうとする場合は、事前に実行委員会と協議すること。

3 企画提案者の参加資格・条件

本企画提案に参加しようとする者は、以下の資格要件を全て満たす者とする。

- (1) 高知県内に支社以上の事業所を有すること。
- (2) 高知県の競争入札参加資格者登録名簿に登録されている者であること、若しくは契約の締結までに登録を得る見込みの者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (4) 高知県から競争入札の参加資格停止を受けていない者であること。
- (5) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て及び破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。

- (8) 過去に、国若しくは自治体又は自治体が出資する法人等のスポーツイベント等の業務を受注し、完了した実績を有する者であること。

4 提出書類及び留意事項等

(1) 企画提案の参加申込

下記資料を各5部提出すること。

- ①参加申込書（様式1）
- ②誓約書（様式2）
- ③業務実績書（様式3）

(2) 企画提案書の提出

下記資料を各5部提出すること。

- ①企画提案書の提出書（様式4）
- ②企画提案書（様式任意）

- ・業務内容を十分に理解したうえで作成すること。
- ・個別事業毎に作成すること。
- ・事業全体のスケジュール表及び体制図を添付すること。（様式任意）
- ・担当者のサイクリング経験、外部アドバイザーの存在等、サイクリスト目線での実施を可能とする要素を体制図に明記すること。
- ・当該事業の実施にあたり、工夫すべき事項や不足する事項、提案者において独自かつ、有意義な方策等があれば提案すること。

- ③見積書（様式任意）

- ・積算内容及び提案内容に必要な一切の経費を見積ること。
- ・経費の内訳を可能な範囲で記載すること。
- ・金額は、いずれも消費税及び地方消費税を含む金額（税率8%）とすること。
- ・見積りの内容について資料提供を求めることがあるので、その際は遅滞なく提出すること。

(3) 留意事項等

- ・企画提案書の作成に他の者の協力を得た場合及び業務の実施に他の者の協力を得る予定の場合には、企画提案書にその旨を明記すること。
- ・虚偽の記載をした企画提案書は無効とする。
- ・企画提案書の提出後の記載内容の変更は認めない。
- ・提出された企画提案書は返却しないが、他には使用しない。
- ・企画提案書の作成及び提出等に伴う費用は、全て企画提案者の負担とする。

(5) 質問及び回答

質問がある場合は、9月29日（月）までに、質問書（様式5）を電子メール

（y_higashi@hata-koiki.com）により提出すること。回答は、参加申込者全員に対する電子メール送付により行う。

5 説明会

説明会は、開催しません。

6 企画提案書等の提出方法

(1) 提出方法

- ・持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。電送による提出は受け付けない。
- ・持参による提出の受付時間は、執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までをいう。以下同じ）とし、（2）の書類提出先まで届けるものとする。
- ・郵送等による提出の場合は、期限の日の午後5時15分までの執務時間中に必着とする。

(2) 書類提出先

〒787-0015 四万十市右山383-15

一般社団法人幡多広域観光協議会 （担当者：東、土岐）

TEL 0880-31-0233 FAX 0880-31-0660

（電子メール：y_higashi@hata-koiki.com）

(3) 提出期限

企画提案の参加申込・・・平成26年9月29日（月）

質問書の提出期限・・・平成26年9月29日（月）

企画提案書の提出期限・・・平成26年10月10日（金）

7 審査

(1) 審査会の設置

委託候補者選定のため、審査会を設置する。

(2) 日程

平成26年10月17日（金）（予定）（応募者へ後日通知）

(3) 審査の実施

原則として提出された企画提案書等により行い、点数評価による総合的な審査を行った後、最も優れた提案を行ったと認められる者を候補者として選定する。ただし、選定された企画提案については、契約にあたり内容の一部を変更する可能性があるものとする。なお、審査に際しての疑義があった場合は、一般社団法人幡多広域観光協議会から問い合わせを行うものとする。

(4) 審査における点数配分

以下の審査事項により、企画内容・遂行能力・経済性（見積額）等を総合的に審査するものとする。

項目	内容	配点		
コンセプト・テーマ	・本事業の趣旨を理解した提案になっているか。	15		
業務遂行能力	・過去の業務実績とその内容（成果）はどうか。 ・担当者のサイクリング経験、外部アドバイザーの存在等、サイクリスト目線での業務実施体制が整っているか。 ・委託者及び業務に関する団体等との連絡体制や内部体制は整っているか。 ・全体スケジュールについて具体的に記載されており、確実に進行管理できるようになっているか。	25		
企画 ・内容 等	全体	・現実的かつ妥当な提案内容となっているか。 ・事業の相互関連による相乗効果が十分に図れる内容となっているか。	10	40
	イベント	・参加者もてなし（エイドメニュー提供等）に重点を置いた費用配分となっているか。 ・参加者募集方法や内容等について、多数の参加者が見込まれるものとなっているか。 ・参加者や地域住民、道路通行車両等の十分な安全対策が練られているか。	20	
	マップ・ 掲示媒体	・掲示媒体は走行中サイクリストからの認知が容易なものとなっているか。また、掲示場所に適した設定になっているか。	10	
情報発信	・県外のサイクリストへの発信が見込めるものとなっているか。 ・当地域でのサイクリングの魅力を発信できる内容になっているか。	20		
合 計		100		

(5) 結果の通知

審査結果は、企画提案書を提出した者に対して書面等により通知する。

8 契約

審査により決定された者と契約について交渉し、協議が整えば契約する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。

ただし、入札参加資格停止措置を受けている等の理由で契約締結をしない場合は、審査会は一切の損害賠償の責を負わないものとする。

9 審査対象の除外

応募者が次の要件に該当する場合、審査対象から除外するものとする。

- ・申請書類に虚偽又は不正があった場合
- ・審査等に関する不当な要求等を申し入れた場合

- ・本公募要領に違反又は著しく逸脱した場合
- ・その他不正な行為があった場合

10 その他

本要領に定められた事項に違反した場合、不正な行為が行われた場合は失格とする。

(参考：企画提案募集スケジュール)

日付	内 容
9/25	公募開始（ホームページ）
9/29	参加申込み期限（様式1～3）
9/29	質問書（様式5） 提出期限
10/10	企画提案書（様式4） 提出期限
10/17	審査（書面）
10/20	結果通知
10月24日	契約（業務開始）

↑
質問書（様式5）
↓